

内務省

圖書課

事務官

理事官

大臣、次官、局長、報告案

記事差止ヲ為シタル理由 (対滿事務司依頼)

支那開發問題、処理ニ关シ國策会社シテ滿鉄社内ニ政府

ノ方針ニ不满ノ意見ヲ表シ之ニ关スル反対運動ヲ為シツ、

了ル如ク報道セシムルニ於テハ支那民衆ニ対シテハ勿論一般對

外眈極メテ要即表ヲ示シテ一面現ニ支ニ於テ鐵道其

影響音ヲ及ホス處受アルアルノミナリ

内務省

、他、開發事業ニ從事中ノ同社員約ニカニ對シ問題ヲ波
及セシムル虞アル等我國策遂行上重大ナル支障アリト認メ
ラレタルニ因リ本件記事差止ヲ為シタリ

丙

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月	
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號		
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		

案 起

昭 和 十 二 年 十 二 月 二 十 一 日

施 行

月 日

局 長

圖 書 課

課 長

主 任



差 止 内 示 亦 二 一 号

警 保 司 圖 書 課 長

警 視 庁 檢 閲 課 長
各 庁 亦 具 特 高 課 長 宛

新 聞 記 事 差 止 事 項 内 容 内 示 二 关 不 件

事 務 官

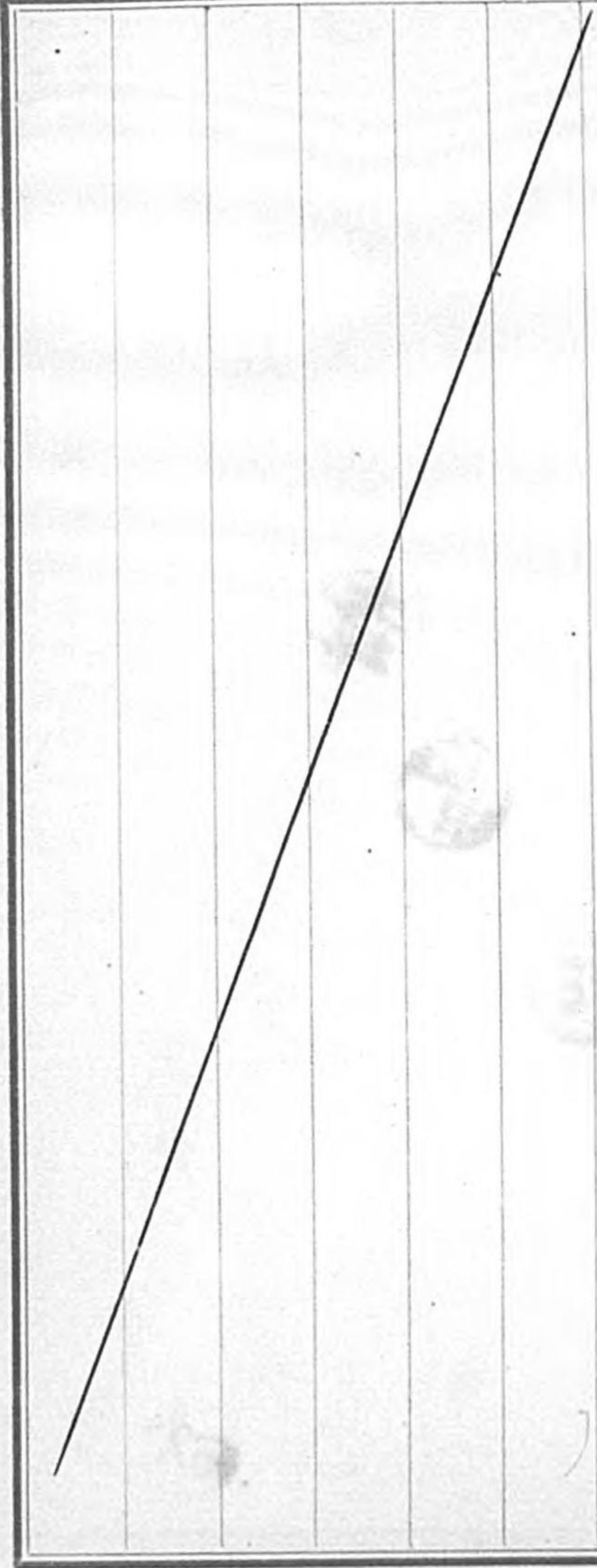


日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月十八日附通牒、玆發附題、處理ニ关シ

滿鉄社内ニ不滿アルヤ、件等ニ关スル記事差止

事項、内示事項左記ノ通、有之ト



内務省

一 記事差止、趣旨

二 開発問題、処理、又、國策会社、^{タル}満鉄社内、政府

、方針、不満、^{者アリ}意ヲ^{有リ}表シ之、^笑スル反対運動ヲ為シツ、アル

如ク報道セシムルニ於テハ、^{シテハ}北支民衆ニ対スル^ハ勿論、一般對外

干渉ニ於テモ、^影響^ヲ御^シリ及ボシ、^一面現ニ北支ニ於テ、^其鉄道其

、他、開發事業ニ從事中、同社員約二万ニ對シ、問題ヲ

波及セシムル虞アル等、我國策遂行上、^{重大ナル支障}葉影御旨アリ

内務省

ト認メラレタルニ因リ本件記事差止ヲ為シテ

ニ満鉄社ウニ於ケル社員動搖ノ経緯

本件ニ关シ最近ノ新聞報道ヲ綜合スレバ、満鉄ハ曩ニ

地方行政、満洲國移讓、満洲重工業株式會社ノ創立アリ

更ニ今回政府^{ハニ於テ}満鉄ノ北支進出^シ拒否^{スルニ}方針ノ確定スル

ニ及ビ^{PL}満鉄ハ其ノ主張^{大陸}レツノアリシ^{大陸}滿蒙、北支開發ナル特

殊^年使用ヲ喪失シ一鉄道會社トシテノ存在ニ過ギザルニ至リ^{レリト}

十一
鐵道關係ヲ除ク滿鉄首腦部社員即チ總裁室

各課長即チ始メ北支事務局、産業部、經理部、

用度部、各部、課長及主任級ハ十二月十七日午後大

連市内某所ニ会合、上京中、中西理事以下北支關係

社員ヨリ報告セル中央政府トノ交渉結果ヲ中心議題

トシテ協議ノ結果、特派使^命ヲ喪失^シル^ル滿鉄ハ最早^{（實件）}根本的

ニ解体セルト等シク斯クノ如キ滿鉄ニ止マルコトハ何等意義

ナレト、結論ニ到達シ中央ノ情勢如何ニ依リテハ總辭職ヲ決

行スルコトニ決定其ノ旨東京支店ニ打電セリ之ニ対シ松岡

總裁ハ在京幹事ト共ニ最善ヲ盡スヲ以テ勳搖セザル様

自今重アソクキセ

返電シ中西理事~~事~~宇佐美理~~事~~伊澤支社長等ト共ニ

及有其^他方^面ニ

諒解運動ヲ開始スルニ至レリ

三、記事取締ノ要矣

ノ北支開發問題ノ処理ニ关シ滿鉄社内ニ不滿アルヤニ关スル

事項

④ 不滿トハ、北支經濟開發問題ニ关シ、企画院ヲ中心ニ陸海、大藏、外務、対滿事務局ノ関係官ヲ以テ構成セル北支対策委員会ニ於テ協議決定シタル開發案ノヲ骨子トシテ十二月十七日閣議ニ於テ確定シタリトモ、中滿鉄ノ北支進出拒否方針（註）新聞報道ニ依リハ、一、鐵道を主とする交通事業については、滿、北支を

一体として之を満鉄が運営せしとする満鉄案を排し、満鉄の
直接進出は容認しない、結局統制会社が新政权より委任
運営を受けると見られるが、場合によっては統制会社と満
鉄との共同出資による子会社に委任運営するかも知れない、ま
は満鉄の直接進出は認めなくとも、実質的には満鉄とい
て技術その他について援助せしめる、また石炭は全部でなく
とも一部は鉄道と共同運営せしめる）に對し反対意見

ヲ有スルノ謂ニシテ、例一バ

如満鉄幹事会又ハ社員会ニ於テ政府ノ方針（企画

院案又ハ閣議決定事項）ニ対シ反対ノ決議ヲ

為レタリ等ノ如キハ取締ヲ要ス但レ幹事等ガ

個人的意見ヲ以テ政府ノ方針ヲ批判論評スルモ

満鉄ノ意向ト認メテレザル限り不問ニ附スル方針

ナリ

ロ 关联スル事項

本項ニ关スル事項ハ主トシテ満鉄社内ニ於ケル動搖ノ状
況ニシテ、例ニハ

① 満鉄社員ハ總辭職又ハ何部ハ連袂辭職ヲ為スベ
ク協議中ナリト記スルガ如シ

② 満鉄總裁又ハ某理事ハ政府ノ^{満鉄}北支進出拒否方針
ヲ快トセス遂ニ辭職ヲ申出タリト記スルガ如シ但シ

總裁又ハ理事等ガ何人的理由ニ依リ辞意ヲ決セリト

記スルガ如キハ差支ナシ

③ 總裁又ハ理事等ガ問題解決ノ為メ政府當局

等ト~~接~~折^{程度ノモノハ大体}衡中ナリト記スルガ如キハ差支ナキモ満

鉄側^{改ノ事(重)}ノ動搖^{セム}ノ状況^ハ又^ハ關聯^ルモノハ取締ヲ要ス

~~④ 滿鉄社員動搖ノ為メ軍隊^中出動ト警戒又ハ列~~

~~車運行ノ從事スル等ノ記事ハ嚴重ニ取締ヲ要ス~~

省號及受付月日	取扱者名	發信月日時	受信者名	區分
		月 日 前後 時 分		警視廳電話
		月 日 前後 時 分		大阪府電話
		月 日 前後 時 分		愛知縣電話
		月 日 前後 時 分		各府縣電報 各地殖民地
		月 日 前後 時 分		東京遞信局電話

甲乙ノ種別

案起

昭和二十一年十一月十八日

局受

第 月

號 日

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

田中

大臣

理事官

田中

次官

おはハシ務者有り旨局長領下回付
ブロッグ中心行の時し是迄田中様より

第一電報案

警保局長名

年 月 日

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事

取 締

ニ關スル件

本日四日附通牒、日蘇漁業条約、交渉

ハ
一

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ハ一

内務省

ニ関スル記事差止ニ関シ本日午後外務省

司談ノ發表アリ (為念)

ニ関スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ関スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關 東 廳 警 務 局 長

樺 太 廳 警 察 部 長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

北海
海島
運
好
石
川
知
坂
川

||| | | | | |

氏
也
國
和
白
原
今
井
時
田
田
名
出
地
福
而
五月
木

本報四時抄

(昭和十二年十二月十八日)

日「ソ」漁業條約修正交渉ニ關スル外務當局談

日「ソ」漁業條約修正交渉ハ我方屢次ノ督促ニ拘ラス「ソ」側ニ於テ徒ニ遷延セシメテ居ルカ民間ノ關係諸方面ニ於テハ斯カル「ソ」イエト「政府ノ態度ヲ以テ畢竟先方ニ誠意ナキモノト斷シ政府ニ於テ權益確保ノ爲斷乎タル措置ニ出ツヘキテアルトノ聲力高マツテ來タ即十二月三日函館市長ハ外務大臣ニ宛テ「ソ」政府ニ新條約調印ノ誠意ナシ帝國ハ漁業權益擁護ノ爲萬全ヲ期スヘキテアルトノ趣旨ノ電報ヲ打テ來タシ又同十日函館市會議長ヨリモ外務大臣ニ宛テ新條約ノ締結ヲ見サルハ「ソ」政府ニ誠意ナキ爲テアリ函館市民ハ舉テ極度ニ憤激シテ居ル帝國トシテハ北洋ノ國家的權益確保ノ爲斷乎タル處置ニ出ツヘキテアルトノ趣旨ノ意見書ヲ寄セ十一日日本國際協會々長ハ北海道支部ノ依頼ニ基キ外務次官ニ對シ「ソ」政府ハ國際正義ヲ無視スルコト甚タシイ北洋漁業ハ漁業權益ノ實體ヲ爲スモノテアルカラ之カ確保ニ邁進アリ度キ旨ヲ申出テ更ニ十五日ニハ大日本漁撈長同志會及大日本漁業勞働者相

互救濟會ハ連名テ「ソヴイエト」政府カ國際信義ヲ無視シ徒ニ條約
ノ締結ヲ遷延紛糾セシメツツアルハ吾人二萬従業員ノ甚タ遺憾トス
ルトコロテ政府ハ宜シク同胞先人ノ血涙ヲ以テ購ハレタ北洋漁業權
益確保ノ爲斷乎最善ノ措置ヲ執ラレ度シト陳情シテ來タカ右ハ何レ
モ尤モナ陳情テアツテ「ソ」政府當局ノ猛省ヲ促ササルヲ得ナイ

憲兵司令部、20.午後2時15分 (張第)

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	布上	12月20日 前 後 / 時10分		
大阪府電話	北上	12月20日 前 後 / 時20分		
愛知縣電話	北条	12月20日 前 後 / 時10分		
各廳府縣(各殖民地)電報	要略	12月20日 前 後 / 時15分		
東京遞信局電話	宛名	12月20日 前 後 / 時15分		

乙 申乙ノ種別

本月十五日附通牒、日本無產党其他、治安

新聞記事差止解除ニ關スル件

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

年 月 日

第一電報案

警保局長名

大臣
次官
警保局長
事務官
理事官

主查圖書課長

案起

昭和十二年十二月二十日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

ハニ

務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

維持法違反被疑事件ニ関スル記事差止ハ

本月二十二日午前十一時ヲ期シ

上關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

ハニ
務省

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務局長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

差止（十二）第七九號

昭和十二年十二月十五日

内務省警保局長

警 視 總 監 殿
各 應 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

本月十五日被學ニ着手シタル日本無産黨竝ニ日本労働組合全國評議
會及所謂勞農派一派ノ治安維持法違反被疑事件竝ニ之ニ關聯スル記
事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

本月十五日檢挙に着手せる日本無産黨、日本労働組合全國評議會及労働派分子の治安維持法違反被疑事件は来る二十二日午前十一時迄期し新聞記事の差止解除せらるゝ事決定なるを以て本資料は解禁前に新少紙に絶對掲載せらる標特に注意せらるなりし。



今次共産主義者の検挙取締に就て

末次内務大臣談

最近社会情勢の变化に伴ひ、従来からの社会運動が相当穩當を
缺くが如きものも、漸次我國情に添ふ主義主張に轉換せられつ
つあるのであるが、今回檢挙せられる一派は、今日に至るまで逆
にその思想を轉向することがないのみか、最近は却つてコミン
テルンの人民戦線運動と同様の方針に基き、積極的に活動する
やうになつたので、此の際断乎としてその中心分子を檢挙すると
共に、その關係結社に對しては結社の禁止を命じたのである。
目下赤化勢力と苟合せる國民黨支那に對し一大聖戰を交へて居
る此の重大時局に際し苟も共産主義運動を支持煽動するが如き

言説をなし、或は共產主義的視點より事象に對する反對行動を採らんとするが如きは、言語同斷のことであつて、此の内外に及ぼす影響は實に甚大なるものがある。

國民思想が國力の重要源泉であることは認ふまでもないことであるが、今日の國際情勢に於ては特にこの點を痛感せざるを得ない。政府は現下我國內外の時局の重大と共產主義運動の最近に於ける状況とに鑑み、今後と雖も此の種の運動に對しては斷乎制壓を加へてその撲滅を期する方針である。又それと同時に國際的には益々防共協定の強化を図り、國內に於ては防共精神を徹底して、外來の悪思想を克服驅逐し日本精神の昂揚徹底の爲一層の努力を拂小積りである。

従つて一般國民も亦よく最近に於ける國家内外の諸状況を認識

して、總べて國體の本義に基いて行動し、肇國以来の光輝ある
皇道を具現することに努め、國內不純思想の清掃と外來詭激思
想の撃滅の爲に、政府と相協力せられんことを切望して止まら
ないのである。

今次共産主義者の検挙取締に就て

安倍警保局長談

今回検挙せられた労農一派は、元来日本共産党内に於て一派を成して居つたもので、その思想は共産主義であり共産社会の實現を目的としてゐるものであるが、只正統派と謂はれて居る日本共産黨に比較すると、その運動方法が地下潜行的ではなく合法を装つて表面に現れて活動してゐたのである。然るに昭和十年夏コミンテルンが第七回世界大会を開催して、従来の方針を大変更し、フアツレヨ及對人民戦線ハ樹立及び合法運動の利用並擬装等、労農派の方針に近似せる運動方針を採るに至つた爲、爾来労農派の活動は頗る活潑化し、遂にコミンテルン

と同様なる及フアツシヨ人民戦線の樹立を目標とし、日本無産
黨なる政治結社を組織して活動を始むるに至つたのである。
茲に於て日本無産黨結成以來、司法當局とも協力して、之に對
し極力内偵調査を進めて来たのであるが、最近に至り日本無産
黨は國体変革の意図を有する確證が挙がり、又支那事変發生以
來我國重大時局に際し帝國の方針を支持之に協力せざるのみな
らず、却つて反戰的言動を敢てし、又事變終局の前後に於て、
政治、經濟、社會等各種問題が惹起することを豫想し、その際
之等の問題を捉へて積極的に人民戦線運動を展開すべく虎視眈
々として待機して居るの状況が判明したるので此の際その中心分
子を檢挙すると共に、その關係結社に對しては結社禁止を命じ
たのである。當局は今次檢挙せる一派が假令合法運動を装ふと

雖も、其の眞意が共產革命へ大衆を動員せんとするものであつてその活動は總べて共產主義運動であるとの確信を得、断乎檢挙を行つたものであつて、今后と雖も此の種の運動に對しては及藉なく嚴重取締を加へてその絶滅を期する方針である。

願くは最近に於ける共產主義運動が、人民戦線なる巧妙の新装戦術に依つて、民主主義、自由主義をその温床素地となすべく企圖しつゝある實情をよく認識理解して、その魔手にかからぬやう注意警戒せらるると共に、一方我國体を愈々明徴にし、皇道ヲ發揚顯現に努められんことを切望して已まないものである。

檢舉概要

當局發表

今回日本無産党、日本労働組合全國評議會の中心分子及その理論的指導グループである所謂労農派の共産主義一派に對し、治安維持法違反被疑者として、檢舉が行はると共に、その各結社に對しては結社禁止が命せらるることとなつたのであるが、その概況は次の如くである。

一、労農派の發生過程

由來此の労農派と稱する共産主義グループは、我國最初の共産黨組織者たる山川均、荒畑勝三、高津正道等を中心とする一派であつて、その後鈴木茂三郎、加藤勘十、大森義太郎、黒田壽男、向坂逸郎其他の指導分子が之に加つたのであるが、元々此の一

派は日本共産党内の一派であつた。抑、労農派の思想は、所謂第一次日本共産党當時その首腦分子たる前記山川、荒畑等が従来の極左的地下潜行的の運動に對し、今後は合法無産政党的の運動を起し之との共同戦線に依つて大衆を啓蒙獲得し、その基礎を廣汎なる大衆に置かねばならぬとの主張をなしたことに端を發すと稱せられてゐるのであるが、その後若干黨員である福本一夫、佐野文雄、市川正一等の一派がこの運動方針を日和見主義であると反對し、飽くまで職業革命家の結束を以て地下潜行的の共産党を結成し之を拡大強化してその目的を達すべしと主張するに至つたので、茲に日本共産党は山川派、福本派の両派に分れて互に論争し、遂にコミンテルンの裁断を仰いだのである。コミンテルンは之に對し両者とも極端な

リとして折衷案を以て裁断したのであるが、西派の争ひは依然として繼續せられ、福本派は自ら自派を共産党の正統派と呼び、一方山川派は之を労農派と呼稱するに至つたのである。然るに福本派の多くは青年分子にして活動的に優秀であつた為、遂に日本共産党の實権を把握し山川派を党より除名したる為、爾來我國の共産主義運動には正統派と労農派の西派相對立して抗争したのであるが、右の經過並その後の運動に徴するも両者の相違は單に運動の方法論であつて、決して主義思想の相違ではないのであつた。

二、 労農派の思想並目的

斯くて山川、荒畑等の労農一派は、日本共産党と疎隔後、機關紙的雑誌を發行し、或は其他の雑誌を通じて引續き正統派と

の論争に努めたのであるが、それは孰れも戦略に関する問題であつて主義思想の相違に関する論争ではなかつた。又従来此の派の無産政党並労働団体が合法団体の形態を採つて来たのは、孰れも戦術上の意圖に基くものであつて其の真意はマルクス、レーニン主義の基礎に立脚して居つたものであることは之等団体の發行配付せる文書に依つても推測せらるるのである。斯の如く労農派は日本共産党より出生せる一派であつて、その運動目的は日本共産党と同じく共産主義革命を目的とするものであるが、只労農派は日本共産党と疎隔以来はコミンテルンとの有機的連絡關係が明瞭でなく、又その運動方法が表面合法的であり、正統派たる日本共産党に比し如何にも穩健に見えたので、従来は主としてコミンテルンの日本支部であ

り、不穩矯激なる鬭争をその信條とする日本共産党に對して
檢舉取締が集中せられたのである。

三、コミンテルンの方向轉換と勞農派の積極的活動

然るに昭和十年夏コミンテルンが七年振で第七回世界大會を
開催して愈、世界赤化の工作に積極的攻勢的に乗出すことと
なり、その大衆動員の為従来の運動方針を大轉換し勞農派の
夫れに近似せる方針を採るに至った為、兩派之に勢を得て此
の勞農派の活動は頃みに活潑となつて来たのである。
即ち右大會に於ては

- 一、ファシズム反對、帝國主義戦争反對に主力を注ぐこと、
- 一、従来排斥して来た社會民主主義、自由主義諸團體とも提携し
て廣汎なる反ファシシヨ人民戦線運動を展開すること、

一、従来の劃一的な國際主義を排して各國の特殊事情に應じた
る運動方法を採ること、

一、極力合法運動を利用し若しくは擬装すること、
等の方針を決定して従来の運動方針を大変更し、爾來我國の
左翼分子に對してはアメリカ共産党日本人部發行の邦字印刷
物を多数送附して右新方針の指示煽動に努めたのである。
而して之が方法としては最近に於ける政治、經濟の動向を總べ
て「ファシズムの抬頭」「支配階級の戦争政策」の結果である
と曲解宣傳し、之に對しては自由民権の擁護、平和政策の樹
立、國民生活の安定等のスローガンを掲げて闘争すべきこと
及之が闘争の爲には社會大衆党を中心として既成政党内の進
歩的分子とも提携し廣汎なる反ファツシヨ人民戦線を樹立し

て闘争すべきことを指示して来たのである。

然るに當時前述の労農一派の分子を中心としてカンパニヤ組織として結成せられて居った労農無産協議會は、昭和十一年五月頃から社會大衆党に合同して反ファツシヨ統一戦線の樹立と計るべき意圖の下に之が合同に関する策動を為し、社會大衆党が之に肯せざるの状況を看取するや、昭和十一年七月三日遂にコミンテルンと同様なる「反ファツシヨ人民戦線の推進力となる」目的を明かにして新に労農無産協議會を組織し（昭和十二年四月に至り之を日本無産党と改稱）此の人
民戦線なるスローガンの魅力と壓力を以て社會大衆党との合同を實現すべく種々画策し、同年九月三日正式にその合同を提議したのであるが、社會大衆党は之を拒絶せる為、
西来社

會大衆党幹部のフアツシヨ化を攻撃し、我國に於て最も忠實に反フアツシヨ闘争を為すものは労農無産協議會なることを強調し、以てコミンテルンの新方針實踐に忠實なる態度を示したのである。又本年七月支那事變勅發するや、コミンテルンはアメリカ共産党發行の印刷物を通じて我國の左翼分子に對して平和外交の樹立、出征兵士の遺家族救援、出征兵士の解雇反對及賃銀全額支給の運動、出征農民家族の小作料減免、出征兵士のある家族の借金支拂延期及税金免除、戦争の爲の物價騰貴等の問題を採り上げて運動すべきことを指示し来るや、日本無産党は亦之と同様なるスロークアン項目を掲げて運動をなすに至つたのである。

叙上の如き状況なる為め、日本無産党結成以來極力査察内偵調査を進めて来たのであるが、最近に至り日本無産党は全く労働派の主義主張に基き國体変革の意を有することの確證が擧かり、又その中心運動目標である反ファツシヨ人民戦線の樹立はコミンテルンの新方針同様全く共産主義革命へ大衆を動員する手段方法であることが明瞭となつたのである。

而して實際活動に於ても支那事変發生以來、此の我國重大時局に際し、帝國の方針を支持之に協力せんとせざるのみならず却つて前述の如くコミンテルンの指示せる方針と同様なる方法と以て反戦思想の流布宣傳に努め、更に事変終局前後に於て政治、經濟、社會の各種問題が惹起することを豫想して、その際之等の問題を捉へて積極的に人民戦線運動を展開すべく

虎視眈々として待機し居るの状況である。
又日本労働組合全国評議會は、前途日本無産党構成の支柱を
なしてゐるのみならず、その幹部が悉く日本無産党の幹部で
あり、而してこの組合は従来我國の革命的労働組合の傳統を堅
持するやの態度を示し、又その實際活動に於ても全く日本無
産党のそれに従属してゐるものであることは明かである。

四、檢舉取締

之等一派の目的並その策動の状況は以上の如くであるが、翻
つて最近に於ける我國内外の情勢を見るに、時局は極めて重
大にして、之が時難克服の爲、舉國一致朝野挙げて邁進せねば
ならぬ時である。斯る際前述の如き之等一派の策動は國際的

にし國內的にし極めて重大なる影響を及ぼすことは今更贅言
を要しないことである。茲に於て去る十二月十五日午前六時
を期し之等の中心分子に對し、國体を變革し私有財産制度を否
認するの治安維持法違反被疑事件として断平檢舉取締を加へると
共に、一方日本無産党並日本労働組合全國評議會の各結社に
對しては結社禁止を命じて今後の活動を禁止したのである。
而して檢舉關係府縣は警視廳、北海道、秋田、福島、栃木、新潟、神奈川、
静岡、愛知、岐阜、富山、京都、大阪、兵庫、和歌山、岡山、福岡、大分の十八廳府
縣に亘り、その檢舉者数は今日まで約四百名に達したやうな
状況である。當局は今後と雖も之等共產主義運動に對しては、
其の運動形態が合法を裝ふと否とに拘らず徹底的取締を加へ
る方針である。

尚今回の事件並最近に於ける我國の一般共產主義運動の状況に鑑み、此の際特に一言したいことは、コミンテルンが前述の如く反ファシヨ人民戦線の樹立及合法運動の擬装並利用等の新運動方針を採用してから、總べての共產主義者は極力社會民主々義團體乃至は自由主義團體に潜入し、若しくはその運動を利用すべく努めて居るので、警戒の取締乃至警戒の範圍も、勢ひ之等の團體にまぎ及ぼして行かねばならぬ情勢となつて来たことであつて、今や民主々義、自由主義等の思想は共產主義思想發生の温床となる危険性が多分にあるので、此の際國民精神の徹底を圖り、之等思想を克服するの要緊切なる痛感するるのである。

被檢挙者中の主なる者調

警視廳 (一〇九名)

氏名	年令	職業	學歷其他	日無全評地位其他
✓ 山川均	六〇	著述業	同志社大學 三年中退	
✓ 猪俣津南雄	四九	著述業	早大卒、シカゴ 大學、ロンドン 大學に学ぶ	
✓ 大森義太郎	四〇	著述業	東大經卒 元東大助教	
✓ 向坂逸郎	四一	著述業	東大經卒 元九大教授	
✓ 岡田宗司	三六	著述業	東大經卒	全農
✓ 黒田壽男	三九	弁護士	東大法卒 代議士	全農 社大 全農

✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
高津正道	荒畑勝三	鈴木茂三郎	加藤基十	岡崎次郎 三郎	大西十寸男	稻村順三	伊藤好道
四五	五二	四五	四六	三四	四二	三八	三七
著述業	著述業	著述業	著述業	東亞經濟 調查局員	著述業	著述業 新聞記者	新聞記者
早大文中退	小學校卒	早大專政經卒 東京市議	日大專一年修 代議士 東京市議	早大文經卒	早大卒	東大文中退	東大卒
日無結成委員 日無常任委員 日無牛込支部長 勞農派	日無結成委員 日無淀橋支部 顧問 勞農派	日無結成委員 日無書記長	日無結成委員 日無委員長 全評委員長 勞農派		勞農派 社大 全農		新聞社經濟部次長

佐々木 辭三	安平 麻一	三輪 盛吉	中島 喜三郎	北田 一郎	山花 秀雄	橋浦 時雄	中西 伊之助
三一	三六	四七	四六	四一	三四	四七	五一
市電自動 車運轉手		映画輸 出業	市電 掌	無職	全評書記長	著述業	著述業
高小卒	高小卒 東京府議	東京府議	東京府議	東京府議	小學校卒	早大中退	中大中退
東京副委員長	日無結成委員、日無常任委員、 日無在原支部長、全評幹部	日無結成委員、日無常任委員、 日無大森支部長、全評幹部	日無結成委員、日無常任委員、 日無淀橋支部長、東京支部	日無結成委員、日無常任委員、 日無渋谷支部長	全評書記長、東京支部	日無結成委員、日無中野支部會計 務課長	日無結成委員、日無常任委員、 東京支部

菅原正松	三浦信義	永見政保	清水元次郎	中山憲三郎	橋本富貴良	島上善五郎	牧野松太郎
三六	三九	三五	三八	四六	三七	三五	四二
市電 車掌	活動写真 撮影技師	日無常任 書記	徴兵保険 外交員	市電 車掌	東京市 備人	東交本部 常任書記	市電 従業員
渋谷区議	小学尋卒 中野区議	工業卒	小学尋卒 江戸川区議	東京府 高山卒	高小卒	小学尋卒	
日無渋谷支部書記長	日無中野支部書記長	日無常任書記、日無日黒支部書記長	日無江戸川支部長 東交員	書記長	日無結成委員	日無結成委員、日無葛飾支部顧問	日無中央委員、同會計

高野 實	山内房吉	田中貞吉	中西貞吉	新島仙次	草野友四郎	土屋銀次郎	佐藤参治
三七	四〇	四二	三九	三六	四二	四九	三九
無職	著述業	浴場株業	市電掌	市電掌	市電乘務員	市電掌	飲食店業
早大中退	同志社大学神学部三年中退	高小卒 荏原区議	高小卒 荏原区議	高小卒 目黒区議	小學尋卒 荏原区議	高小卒 荏原区議	高小卒 世田谷区議
全評本部常任 全評組織部長	日無常任委員	日無荏原支部員	日無中央委員、日無荏原支部 常任	日無目黒支部長、日無中央委員	日無荏原支部下神明分會長	日無荏原支部長	日無世田谷副支部長

大阪府（二工名）

飯崎三也松	二四	全評書記	高小卒	全評書記
柳本美雄	二六	全評書記	高小卒	全評書記
橋本定次郎	四六	全評書記	小學昇卒	全評書記
関家博	四九	全評書記	高小卒	全評常任書記
平野武雄	三〇	全評書記	小智大予中退	全評常任同青年部長

兼島景教	三七	大同電力 職工	中學四年中退 関西工機 科卒	日無大阪支部委員長 全評中央委員
仲橋喜三郎	三八	旋盤工	小學昇五中退	日無大阪支部委員 全評中央委員 全評関西地方委員長

京都府（十一名）

大西文雄	三三	印刷工	日無京都支部（準）委員長貞評書記長
南善藏	四二	友染工	
			日無京都支部（準）委員全評京都協成会会長

神奈川縣（十九名）

島袋正順	三八	ペンキ塗工 請負業	全評京浜地区責任者

兵庫縣（二一名）

木村錠吉	六八	養雞業	日無神戸支部委員長元總評委員長
青柿善一郎	五一	周旋業	
			日無神戸支部副委員長

愛知縣 (十一名)

桑田喜三郎	藤田章次	森口新一
四七	三八	三七
旋盤工	額測商	洗濯 ^料 商
物理 ^学 教師範 科三年中退	高小卒	尋卒
日世神戸支部書記長	日世神戸支部會計、全評神戸 協委員	日世神戸支部常任、全評神戸 協議長

静岡縣 (二二名)

赤松 勇	近藤信一	大島勝太郎
二八	三一	二三
無職	鑄物工	無職
	高小卒	
日世愛知縣聯書記長、全評中部地 評書記長	日世愛知縣聯常任、同方功委員長、 全評中部地評委員長	日世愛知縣聯功委員、中評常任 執行委員

福岡縣(四三名)

植松七之助 二八	宗義保 四〇	吉葉清一 二五	太田重太郎 三七
無職	業 土地周旋	佐官職	飲食店 官業
尋小卒	中大卒	尋常中退	尋常卒
日無沼津支部準責任者	日無熱海支部準顧問熱海市茂	日無熱海支部準委員長	日無伊東支部長

青野武一 三九	神田敏男 四六	三浦愛二 四三
職工	料理店 官業	賣藥官業
		高小学卒
日無福岡縣聯委員、八幡市茂	日無八幡支部委員長 八幡市茂	日無福岡縣聯委員 福岡縣茂

澤井菊松	四六	毛糸商		日每八幡支部書記長、八幡市
------	----	-----	--	---------------

壹本為廣	四七	鉄工業		元福岡縣
------	----	-----	--	------

川上利徳	二九	無職		全評九州鉾山坑夫組合書記長
------	----	----	--	---------------

穂坂六郎	二八	〃		全評九州鉾山坑夫組合組織部長
------	----	---	--	----------------

甲斐政史	二九	〃		全評九州鉾山坑夫組合書記
------	----	---	--	--------------

下平浅市	三七	人夫		全評日鉄一般労働者書記
------	----	----	--	-------------

栃木縣(十七名)

片柳豊一郎	三一	農業	高小卒	日每栃木支部書記長
-------	----	----	-----	-----------

大塚大一郎	四三	農	高小卒	日每枋木支部 幹部
浜野清	二四	農	//	//

新潟縣(二〇名)

玉井潤次	五五	辯護士	東大独法卒 新潟市法 新潟縣法	日每新潟縣聯(準)責任者、北農委 負長
長澤栄	三六	農	高小卒	日每中蒲支部長、北農白根地区責任 者

富山縣(六名)

上坂栄作				全評富山合同組合長
------	--	--	--	-----------

福島縣(十三名)

大井川幸隆	三〇	新聞発行人	高小卒	日毎平支部(準)責任者、全評、日本抗夫組合幹部
加藤木誠一郎	三一	無職	高小卒	日毎平支部(準)責任者、全評、日本抗夫組合員

秋田縣(一〇名)

佐藤賢太				日毎秋田支部(準)責任者
平山忠尚				社大秋田支部幹部

岐阜縣(三名)

畑寅雄	二四	印刷工	高小卒	日毎岐阜支部(準)責任者
木村愛雄	三八	印刷業	高小卒	日無岐阜支部(準)中心人物

大分縣（十一名）

見玉秀次	三九			全評九評、中津協成会委員長
矢野年男	三八			旧中津一般政治、理督部長

和歌山縣（六名）

山上為男	三三	毎耘	中大中退	日豊和歌山支部（準）責任者
木下清春	二七	鉄工 耘工	大阪育英商 業九平	日豊大阪支部常任委員
				全評、紀南金屬労働組合長

岡山縣（九名）

中原健次	四二		岡市條、岡山市条	全評岡山地方労働者組合委員長
------	----	--	----------	----------------

重井廉治	三六	洗濯業	倉敷市	全洋倉敷一般労働組合委員長
------	----	-----	-----	---------------

北海道廳 (十九名)

武内清				日世小樽支部(準)中心人物 全評北海道地評委員長
寺島親藏				日世小樽支部(準)中心人物 全評北海道地評書記長
吉田三郎				全評釧路一般書記長

被檢挙者中の各種議員調

熱海市議	倉敷市議	岐阜市議	〃	東京市議	岡山縣議	新潟縣議	福岡縣議	東京府議	東京府議	東京府議	東京府議	東京府議	代議士	代議士	種別
宗義保	重井鹿治	木村愛雄	鈴木茂三郎	黒田保次	中原健次	玉井潤次	三浦愛二	三輪盛吉	安平鹿一	北田一郎	中島喜三郎	黒田壽男	加藤勤十	氏名	
豊島區議	中野區議	渋谷區議	目黒區議	江戸川區議	〃	〃	〃	荻原區議	〃	〃	〃	〃	八幡市議	種別	
石川金平	佐藤參治	三浦信義	菅正松	新島仙次	清水花次郎	草野友四郎	土屋銀次郎	中西貞吉	田中貞吉	松本昂	澤井菊松	青野武一	神田敏雄	氏名	

杉並区議
佐々木力一

杉	並	区	議	佐	々	木	力	一
...

...
...
...
...

新金...

被檢挙者数一覽表

府縣別	被檢挙者総数	同上内譯
警視廳	一〇九	日本無産黨七、全評二、其他一一
大阪府	二二	日本無産黨一一、全評一一
北海道廳	一九	日本無産黨五、全評一四
京都府	一一	日本無産黨六、全評五
神奈川県	一九	全評一九
兵庫縣	二一	日本無産黨一四、全評七
愛知縣	一一	日本無産黨一一
靜岡縣	二三	日本無産黨二三、
福山縣	四三	日本無産黨二〇、全評二三、
枋木縣	一七	日本無産黨一六、全評一
新潟縣	二〇	日本無産黨二〇、
富山縣	六	全評六、
岡山縣	九	全評九、
福島縣	一三	日本無産黨二、全評二、

備考

合	和歌山縣	大分縣	岐阜縣	秋田縣
計	六	一	二	一
三七二	日本無産黨一、全評五、	全評一、	日本無産黨二、	日本無産黨一、
	日本無産黨三七、全評一三、			
	其の他二			

日無全評兩者は関係あるものは其の主たる方によりみ掲ぐ

日本無産黨、組織經過
昭和十一年一月十七日東京文全評市從全農、四國体が主
トナリ、表面労働組合法小作法其、他社会立法案獲
得、目的ヲ以テ、東京市芝協調會館ニ於テ労働大会
ヲ開催セラル、當時ニ於テ、議院議員總選挙ニ備フル、意
衆党勢力、結集ト衆議院議員總選挙ニ備フル、意
因ニ下リタルヤ、如クニテ、之ヲ繼續的力ン、組織
織トシテ労働無産協議會ト稱シ、尔来種々政治的活動
ヲ爲シ来リ。然ルニ其、後戒嚴令下、政治活動
ハ政治結社ニ非カレハ種々不便下リ、稱シ、昭和
十一年五月四日之ヲ政治結社労働無産協議會ト稱シ、
之ヲ届出ヲ爲シタルカ、政治結社ノ届出ニ對シテハ、
社会大眾党ニ對峙スル結果トナリ、無産政治戦線統
一ヲ阻害スル元、ナリ、論議ノ聲昂マリタルヲ為
東京市從全農、四國体が主トシ、本協議會ヲ支持スル
トナリ、中止シ、政黨支持ハ之ヲ各自自由トナリ、
為、茲ニ於テ同年七月三日從来ノ労働無産協議會ヲ

解散し、新二全評の中心ニ其ノ他ノ個人的加盟ヲ加
 へ、別記綱領運動方針(別記一)ノ下ニ「勞農無産協議
 會」ヲ結成セルガ、其ノ宣言書ニ於テハ
 「前略」新結成の勞農無産協議會は從來のカンパ
 ニ「下の」として結成されるべき勞農大衆並勤勞大衆を
 再編成して一定の階級的目標に統一し指導する事
 共に全國の社大党ヲ一門戶を閉鎖される無産國
 體並未組織大衆ヲ組織し動員して、我國に廣汎なる
 反「ア」ツレヨク民戦線結成の爲の推進力たらんと
 する事とのハある(後略)ト強調セリ。斯クテ新勞農
 無産協議會結成以來及「ア」ツレヨク人民戦線樹立ノ下ニ
 大衆ヲ自派ニ獲得スベク策動スルト共ニ、一方社会大衆党ニ
 對シテハ、合同ノ上其ノ指導權ヲ把握スベク昭和十一年九月三日
 之ニ合同提議ヲシタルガ、社会大衆党ハ之ヲ拒絶シタル爲、亦東
 黨トシテ拒絶シタル爲、亦東黨トハ對立的立場ニ於テ運動ヲ継続
 し、遂ニ昭和十二年四月十八日ノ中央委員会ニ於テ党名ヲ「日本無産党」ト
 改稱シテ今日ニ及ベリ。因ニ最近ニ於テ其役員並組織状況次ノ如シ。

本部

東京市京橋区本境
町田ノ四並木ビル

創立 昭和十一年七月三日

委員長 加藤勤十

書記長 鈴木茂三郎

會計 牧野松太郎

書記局 永見政保

常任委員 中島善三郎

北田一郎

安平鹿一

三輪盛一

中西伊之助

高津正道

佐々木瀨三

山内房吉

澁谷支部
浅草下谷支部

京都支部(華)

新潟縣支部

西蒲原支部

栃木縣支部

安足地区(華)

八幡支部

嘉穂支部

大阪支部

東成支部

兵庫縣支部

平支部(福島)

静岡支部(華)

熱海支部(華)

伊東支部(静岡縣)

沼津支部

雄勝支部(華)

愛知縣聯合會

田川支部(福岡)

岐阜支部(華)

和歌山支部(華)

小樽支部(華)

二、日本労働組合全国評議会、組織経過
本結社は昭和九年十一月日本労働組合總評議会及
全労統一全国会議外十團體ヲ以テ階級的労働組合
ノ戰線統一ヲ強調シテ組織セラレタルカ
昭和十二年九月二十四日常任執行委員会ニ於テ
綱領草案並綱領採擇に關する覺書ヲ決定シ、恰モ階
級斗争主義ヲ放棄シテ産業協力主義ニ轉換セルヤ
ノ態度ヲ採リ、ソツ下ルカ一面右覺書ニ於テ「吾等
綱領草案は既に全國評議会が具體的に實踐シ、ソツ
ある處の方針政策を抽象化シたるものニ過キ、ト
稱し居ル莫ヨリ見ルモ決シテ從來ノ目的方針ヲ變
更シタルモノニアラスシテ、單ニ警察取締ヲ避ケン
トスル擬装ニ過ギサルコト明カナリ。
而シテ現在ニ於ケル本結社ノ役員並組織等次、如
クナルカ、尚本結社が中心トナリテ労働無産協
會ヲ結成シタル關係上、本結社ノ多クハ日本無産黨
員トリス。

書記長

山花秀雄

常任

安平鹿一

高野実

執行委員

兼島景毅

仲橋喜三郎

伊藤清遠

近藤信一

赤松勇

武内清

児玉秀次

岡田弘

評議会
一五五六
協議会
一、二四八

関西電気労働組合(支部三) 五八七

神戸一般労働組合 二〇

神戸化学労働組合 一〇

関西劇場従業員組合 四八

阪神協議会 六〇

神戸金属労働組合 三〇

関西俵給組合(不詳)

岡山地方評議会
三五五〇

岡山地方労働者組合 一五〇

倉敷一般労働者組合 一五〇

九州鉱山坑夫組合 六三

日鉄一般労働組合(不詳)

中津協議会 四三

直屬一八九州一般労働組合 六

中津自由労働者組合 四三〇

札幌労働者組合 五二八

富山合同労働組合 二二

横堀労働組合 四〇

下関自由労働組合 八

北海道地方評議会(準)
一、三二八

上庄紙工組合(有名無実)

紀南金属労働組合 二七

高知屋外労働者自治會 三三

日本坑夫組合常盤地方聯合會 一七〇

地方
三〇〇

日本労働新聞

日本労働組合全国評議会 中部地方評議会

創立、昭和九年十月十八日

五、八六〇

東京市芝区浜松町

二一上

中央執行委員長

川崎 謙助

関東地方評議会

二、三一九

木村労働者擁護同盟

一八〇

城南清掃従業員会

一四七

関東金属労働組合(支部三)

五九〇

関東運輸労働組合(支部一)

一九七

関東化学労働組合(〃〃)

一〇〇

東京合同労働組合(〃〃)

一五〇

関東繊維労働組合(〃〃)

一三〇

東京登録労働組合(〃〃)

不詳

東京出版労働組合

一四〇

神奈川地区—京浜労働者向上会

二五

関東金属京浜支部

六二

本報計上

中部金属労働組合(分会三)

一〇八

中部化学労働者組合(分会)

三一

中部地方合同労働組合

三八

中部木材労働者組合

中部紡織染工労働者組合

中部交通運輸労働者組合

有名無実 状態

京都一般労働者組合

三〇

京都繊維労働組合

六五

京都平板工組合

四五

京都協議会

一四〇

大阪金属労働者組合

二八五

大阪一般労働者組合

三二六

結社禁止調

明治三十三年治安警察法施行後本法ニ依リ(結社)禁止セラレタル
モノ左記ノ通り

一、社會民主黨

(明治三十四年五月二十日) 結社禁止止)

一、日本平民黨

(明治三十四年六月) 結社禁止止)

一、日本社會主義同盟

(大正十年五月二十八日) 結社禁止止)

一、農民労働黨

(大正十四年十二月一日) 結社禁止止)

一、労働農民黨

(昭和三年四月十日) 結社禁止止)

日本労働組合評議會
全日本無産青年同盟

(昭和三年十二月二十三日) 結社禁止止)

一、新黨組織準備會

(昭和三年十二月二十三日) 結社禁止止)

右の外宗教団体にて禁止スルモノ

一、大本教並其關係團體
一人。道 教 團

(昭和十一年三月十三日禁止)

(昭和十二年四月二十八日禁止)

大正以來、政治結社禁止調

(イ)

- 一 結社、名稱 日本社會主義同盟
- 一 創立年月日 大正九年十二月九日
- 一 結社禁止 月日 大正十年五月二十八日
- 一 主幹者、氏名 高津正道 堺利彦 山川均
大杉 榮 岩佐作太郎 赤松克麿
麻生 久 島中雄三 近藤憲三
荒畑勝三 江口 煥 植田好太郎
大庭景勝

(ロ)

- 一 結社、名稱 自由青年聯盟
- 一 創立年月日 大正十年九月二十四日
- 一 結社禁止 月日 大正十三年十月三日
- 一 主幹者、氏名 羽生三七 代田茂 山田亮一
北原利一 今村邦男 北原龜二

(八)

- 一 結社，名稱
- 一 創立年月日
- 一 結社禁止月日
- 一 主幹者，氏名

農民勞働黨
 大正十四年十二月一日
 大正十四年十二月一日
 中央執行委員長(欠)
 書記長 浅沼稻次郎

(七)

- 一 結社，名稱
- 一 創立年月日
- 一 結社禁止月日
- 一 主幹者，氏名

勞働農民黨
 大正十五年三月五日
 昭和三年四月十日
 中央執行委員長 大山郁夫
 書記長 小岩井淨

(六)

- 一 結社，名稱
- 一 創立年月日
- 一 結社，名稱
- 一 創立年月日
- 一 主幹者，氏名

新黨組織準備會
 創立日時明確ナラザルニ行政裁判所ニ於ケル内務省
 側ノ答辯トシテ、新黨準備會ノ名ニ於テ發シタル指
 令第一号ノニ、昭和三年四月十四日ノ附リルテ、指
 示ニ右指令發表前ニ結社成立シタルモノト認ムルコト
 昭和三三年十二月二十三日
 中央委員長 大山郁夫 書記長 細迫兼光

甲乙ノ種別

省及受付月日	取拔者名	時分	日	月	發信	受信者名	分	區
		一分			2月2日	佐峰		警視廳電話
								大阪府電話
								愛知縣電話
								各府縣各殖民地電報
								東京遞信局電話

号外

決判 月 日 文書課長

施行 月 日

案起 昭和三十二年十二月三十一日 局受 月第 後開 局送 月 日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

取締

ニ關スル件

明二十一日午前十一時ヲ期シ記事差止解除セラルベキ本



官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

月十五日檢與手ニ着手シタル日本無産党其他ノ治安維持

法違反被疑事件等ニ关スル事項中ニハ客年十二月五

日附記事差止ノ日本共產党再建準備委員会及之

ニ关聯スル治安維持法違反被疑事件ニ关スル事項ヲ

含マザルモノニ付為念

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	青木	12月22日 前夜 7時18分		
大阪府電話	高田	12月22日 前夜 7時40分		
知縣電話	長谷	12月22日 前夜 7時42分		福原 (出給) 7.55
府縣地電報	青木	12月22日 前夜 7時40分		佐藤 (和光) 7.30
東京遞信局電話	下	12月22日 前夜 7時20分		宮本 (高野) 7.25

甲乙ノ種別
乙

案起

昭和十二年十二月二十二日

局受

第

號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

大臣

次官

警保局長

事務官

理事官

主查圖書課長

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

日滿間ノ金ノ現送ニ關スル

事務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	月
日	日	日	日

新聞紙一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

(主要日刊社(外字紙ヲ除ク))

内務省

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

内務省

圖書課長

事務官



理事官



明治三十二年四月廿四日



圖書課事務官 班高野中代官事務官

近々梅河町より日本一全塊現送（千五百石）

ノ管長が右ノ美名記号ハ御致取玉、至極早急ニ返

事切テ一ノ一ノ百之ヲ輸送ノ爲メ、即チ右ノ左葉

ノ如ク送付可申上ル、是等御座ル相切

内務省

新加坡 榮

日滿間、全~~地~~現送之送之記事ハ陸軍省ハ

未蔵者、~~官東島、梅河~~團事係部表以外

事

大坂

陸新發第四一八號

新聞記事差止相成度件

昭和十二年十二月二十二日

陸軍省新聞班



内務省警保局圖書課長殿

左記ノ通り新聞記事差止相成度

左記

日滿間ノ金ノ現送ニ關スル一切ノ記事

陸軍

陸

軍

陸新發第四一八號

新聞記事差止相成度件

昭和十二年十二月二十二日

陸軍省新聞班



内務省警保局圖書課長殿

左記ノ通り新聞記事差止相成度

左記

日滿間ノ金ノ現送ニ關スル一切ノ記事

陸新發第四一八號

新聞記事差止相成度件

昭和十二年十二月二十二日

陸軍省新聞班



内務省警保局圖書課長殿

左記ノ通り新聞記事差止相成度

左記

日滿間ノ金ノ現送ニ關スル一切ノ記事

陸軍



丙

日月付受及號局管主

月送受及號局議合

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受
月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日

案起

昭和十二年十二月二十三日

施行

月

日

主任



局長

圖書課長



事務官



理事官



差止内示第二三号

警保局圖書課長

警視庁檢閲課長

宛

各片付縣特高課長

新聞記事差止事項ノ内容内示ニ關スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月 月	月 月
日 日	日 日

大
本
月
二
十
二
日
附
通
牒
ノ
日
満
間
、
金
、
現
送
ニ
關
ス
ル

記
事
差
止
、
内
示
事
項
左
記
、
通
ニ
有
之
候

内
務
省

一、記事差止ノ趣旨

近ク滿洲國ヲ同國ノ國際收支決済ニ用テル為メ
 我國ニ全ヲ現送シ来ル筈ナルガ右事實ヲ報道セシ
 タルニ於テハ之ガ^{時局柄}處理方法其ノ他日滿兩國ノ財政
 狀態ニ关シ^後揣摩臆測ヲ逞^クセシメ延テ對外的信
 用ヲ失墜セシムル虞アルト一面輸送ノ安全ヲ期ス
 ル為メ本件記事差止ヲ為シタルモノナリ

二 滿洲國ヨリ我國ニ金ヲ現送スル理由

滿洲國ニ於テハ産業五ヶ年計畫、進展ニ伴ヒ海

外ヨリ^{物資}輸入益々増加ヲ示レツ、アルガ^幣幣^幣所滿洲價ハ

現在國際收支ノ決済ニ供用シ居テス、我國ノ円價

ヲ以テ之ヲ為レツ、アルノ狀況ニシテ之ニ充當スル為

金ヲ我國ニ現送スルモノナリ

尙右現送ハ^{極メテ}最近ニ第一回ヲ行ヒ亦^後必要ニ應ジ

現送ヲ為ス趣ナ

三、記事取締、要矣

本件ハ金ノ現送ニ関シ其ノ一切ノ記事ヲ差止メザルモノ

ニシテ從テ金現送ノ日時、輸送方法、経路、金額、

現送金ノ処理方法等ニ関シ過去、現在、将来ヲ通

ジ一切ノ記事掲載ヲ^{許サ}シザルモノナリ、殊ニ金現送ノ

事實ニ関聯シテ我國^{準備}ノ保有金ノ不足ヲ補充スルガ

元回現送額
一五〇〇カ円

如ク臆測スルガ如クモノニ對シテハ嚴重取締ヲ要ス

才

内務省

内務省

圖書課長

事務官

理事官

大臣、次官、局長宛報告案

記事差止ヲ為シタル理由一

近ク滿洲國ヨリ同國ノ國際收支決濟ニ用ルル為メ我國ニ金
 ヲ現送シ來ル者ナルカ右事ニ貴ヲ報道セラルルニ於テハ時局
 柄之カ處理方法其ノ他日滿兩國ノ財政狀態ニ關シ後ラニ
 揣摩臆測ヲ逞シセシメ延テ對外的信用ヲ失墜セシムル虞アリ

内務省

レト一面輸送ノ子女全ヲ期スル為メ本件記事差止ヲ為シタルモノ

ナリ

記事差止ヲ爲シタル理由

近々滿洲國ヨリ同國ノ國際收支決済ニ用アル爲メ我國ニ金ヲ現送
シ來ル筈ナルガ右事實ヲ報道セシムルニ於テハ時局柄之ガ處理方
法其ノ他日滿兩國ノ財政狀態ニ關シ徒ラニ揣摩臆測ヲ過ウセシメ
延テ對外的信用ヲ失墜セシムル虞アルト一面輸送ノ安全ヲ期スル
爲メ本件記事差止ヲ爲シタルモノナリ

憲法警察部 昭和二十三年十二月三十日 第〇〇〇號

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	春日	2月30日 0時0分	西中	内閣中務部 (内務)
大阪府電話	福永	月 日 前後 0時0分	イ	
愛知縣電話	柴田	月 日 前後 0時0分	イ	
各廳府縣各殖民地電報	世野	月 日 前後 0時0分	イ	
東京遞信局電話	及川	月 日 前後 0時0分	イ	

甲乙ノ種別

乙

案起

昭和二十三年十二月二十八日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

長

施行

月

日

主査圖書課長

警保局長

事務官

理事官

大臣

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事 差止改訂 二關スル件

九二式重爆撃機及九五式戦闘機

主査圖書課長 事務官 理事官 大臣 次官

八日

内務省

印

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

八四

関スル記事差止ヲ左ノ通改訂ス此旨管下
各社(外字紙ヲ除ク)ニ示達相成度

記

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

九二式重爆撃機及九五式戦闘機、性能、
構造、装備並ニ製作ニ关スル一切ノ記事及字眞
但ニ字眞ニシテ飛行中ノ遠影ノモノハ構造、
装備等ヲ窺知シ難キ程度ノモノハ差支ナレ

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

憲法司令部 12.30. 午後 0時

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	春 10	12月30日 0時0分	209	警報部 (内務)
大阪府電話	福子	月 日 時 分		
愛知縣電話	博田	月 日 時 分		
各廳府縣電報 各殖民地)	相子	12月30日 時 分		
東京遞信局電話	及 田	12月30日 時 分		

甲乙ノ種別

乙

案起

昭和二十一年十二月二十八日

局受

第 月

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

五月三十日施行ノコト



主査圖書課長

警保局長

事務官

大 申

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事差止解除ニ關スル件

本年八月二十一日付通牒、日本領海内

八五

内務省

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

八五

在ル支那船抑留ニ関スル記事差止ハ

本關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 本關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

秘

軍務機密第四七二號

昭和十二年十二月九日

海軍省軍務局第一課長

内務省警保局圖書課長殿

新聞記事差止事項ノ整理ニ關スル件回答

檢第二二五號御照會ノ首題ノ件ハ左記ノ通御取計相成度

記

差止年月日	件名	整理意見
一三、三、五	昭和十二年海軍大演習ニ關スル件	自然消滅
一三、八、二一	日本領海内ニ在ル支那船抑留ニ關スル件	解除

(終)

海軍

(本田納)

警視廳本部(内野) 午後 01時

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	春日	12月30日 0時0分	馬	内野 警視廳
大阪府電話	福永	1月5日 0時0分	馬	
愛知縣電話	柴田	1月5日 0時0分	馬	
各府縣(各殖民地)電報	相良	12月30日 2時45分	馬	
東京遞信局電話	又山	1月5日 0時0分	馬	

甲乙ノ種別

乙

案起

昭和十五年十二月二十日

付局受

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官(除東京府知事) 一宛

新聞記事差止解除 二關スル件

本月四日附通牒、今後、日蘇漁業條

八六

内務省

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

ハ六

約、交渉、スル記事差止ハ本用

午後十時ヲ期シ

主關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度